

観戦 - 1603
令和4年3月30日

一般社団法人秋田県観光連盟
会長 齋藤 善一 様

秋田県観光文化スポーツ部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

県の観光文化スポーツ行政の推進について、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の県内の新規感染者数は、連日 200 人台で推移し、高止まりの状態となっており、依然として感染の拡大に警戒が必要な状況が続いております。

県内の新規感染者数や病床の使用状況などを踏まえ、県の感染警戒レベルは全県「3」を維持しますが、これ以上の感染拡大を抑えるため、貴連盟会員に対し、以下の感染防止対策等の徹底について、周知して下さるようお願いいたします。

1 県外との往来

- ① 県外との往来は、訪問先等の感染状況を踏まえて判断すること。
- ② 県外との往来に当たっては、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底した上で、感染に十分注意して行うこと。
ただし、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

2 感染リスクの回避（オミクロン株対策の徹底）

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
また、不特定多数による飲酒を伴う会食は控えること。やむを得ず参加する場合は、PCR等の検査を受けるなど、特に感染防止対策を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催は慎重に判断し、開催する場合は、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ③ 混雑する場所をできるだけ避けること。
- ④ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ⑤ 感染リスクの高い場面に接した場合など、感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。

3 濃厚接触者の特定等の変更

国の方針の基づき、濃厚接触者の特定等の対応を変更することとしましたので、添付資料をご確認願います。

※ 事業所が感染者の発生場所の場合、原則として、濃厚接触者の特定は行わないことになりました。

担 当：観光戦略課 企画班 TEL：018-860-1462 FAX：018-860-3879

新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者の特定等について

本県においては、オミクロン株の特徴を踏まえた政府の方針に則り、濃厚接触者の特定等の対応を以下のとおり変更します。この対応は、オミクロン株が主流である間に限るものです。

1. 同居家族等で陽性者が確認された場合

調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行います。

同居家族等で陽性者が確認された場合は、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることとします。

◎濃厚接触者の待機期間について

○特定された濃厚接触者の待機期間は、陽性者の発症日、または陽性者の発症等により家庭内でマスク着用などの感染対策を始めた日の、いずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目に解除）となります。なお、陽性者との最終接触の日から4日目、5日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性が確認された場合は、5日目に解除することも可能です。この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。

○待機期間が短縮される場合でも、陽性者との最終接触の日から7日間が経過するまでは、重症化リスクの高い方との接触や、重症化リスクの高い方が入院・入所する施設への不要不急の訪問を避けること（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また検温などの健康状態の確認や、マスクの着用といった感染対策の徹底をお願いします。

2. 一般の事業所において陽性者が確認された場合

原則として、保健所による濃厚接触者の特定は行いません。

※ただし、多数の陽性者が同時に発生した場合や感染リスクの高い行動が認められるなど、さらなる感染対策の必要性が高いと認められる場合には、保健所による調査等を行う場合があります。

事業所の中で、集団感染（クラスター）が発生した場合等においては、事業所の事業内容に関わらず、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることとします。

◎事業者が留意すること

○事業者は陽性者と接触があった方に対して、接触があった日から一定の期間（目安として7日間）、高齢者や基礎疾患をお持ちの方など、重症化リスクのある方との接触や、重症化リスクのある方が入所・入院している施設への不要不急の訪問（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また多数の方が集まる飲食や大規模イベントへの参加といった、感染リスクの高い行動を控えるよう、周知を行ってください。

○陽性者との会話の際にマスクを着用していなかったり、感染対策を行わずに飲食を共にしていたなど、感染リスクの高い行動を取っていた方がいる場合は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的な検査を行うなど）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を行ってください。

○陽性者と接触のある方が確認されなかった場合も、念のため、陽性者の最終出勤日から7日間は事業所内で症状がある人がいないか確認し、症状が発現した従業員が出た場合は、速やかに医療機関を受診するよう促してください。

3. 入院医療機関、高齢者・障害児者施設等で陽性者が確認された場合

調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行います。

入院医療機関、高齢者・障害児者施設といった、重症化リスクが高い方が入院・入所する施設については、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を定めることとします。

◎濃厚接触者の待機期間について

○特定された濃厚接触者の待機期間は、陽性者との最終接触の日から7日間（最終接触の日を0日目として、8日目に解除）となります。なお、陽性者との最終接触の日から4日目、5日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性が確認された場合は、5日目に解除することも可能です。この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。

○濃厚接触者となった従業員や職員の方については、待機期間中も、一定の条件の下、毎日の検査で陰性が確認できれば、引き続き業務に従事することも可能です。なお、待機期間が短縮される場合や、引き続き業務に従事できる場合でも、陽性者との最終接触の日から7日間が経過するまでは、重症化リスクの高い方との接触や、重症化リスクの高い方が入院・入所する施設への不要不急の訪問を避けること（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また検温などの健康状態の確認や、マスクの着用といった感染対策の徹底をお願いします。

4. 保育所、幼稚園、小学校等で陽性者が確認された場合

施設の協力の下、調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行います。

厚生労働省の文書において、「保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ」における対応については、「自治体ごとにあらかじめ方針を決定しておくこと」とされているところですが、本県においては、施設側の協力の下、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を定めることとします。（中学校、高等学校に関しては、一般の事業所と同様の取り扱いとします）

◎濃厚接触者の待機期間について

○特定された濃厚接触者の待機期間は、陽性者との最終接触の日から7日間（最終接触の日を0日目として、8日目に解除）となります。なお、濃厚接触者となった保育所等の職員は、陽性者との最終接触の日から4日目、5日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性が確認された場合は、5日目に解除することも可能です。この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。

○濃厚接触者となった保育所等の職員は、待機期間中も、一定の条件の下、毎日の検査で陰性が確認できれば、引き続き業務に従事することも可能です。

なお、待機期間が短縮される場合や、引き続き業務に従事できる場合でも、陽性者との最終接触の日から7日間が経過するまでは、重症化リスクの高い方との接触や、重症化リスクの高い方が入院・入所する施設への不要不急の訪問を避けること（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また検温などの健康状態の確認や、マスクの着用といった感染対策の徹底をお願いします。